

七飯町物産展等出展支援補助金の改正について

七飯町物産展等出展支援補助金は、地場産品の販路拡大及び町内の物産振興を目的とし、町外で開催される展示商談会又は物産催事に出席する事業者に対し、出展経費の一部を町が補助するものとして令和4年度から開始された制度です。

制度開始から今日に至るまで、物産催事への出展に関する申請が少なかったことを鑑み、当該制度をより活用しやすいものとするため、令和5年度から一部改正を行いました。

■主な改正内容

- ① 渡島・檜山管内（町外）で開催される物産催事に係る事業も補助対象としました。
- ② 物産催事に係る経費のうち、出展料についても補助対象としました。

■補助金の内容

補助対象者	次の条件を全て満たす事業者 ①町内に住所を有し、かつ、町内に事業所を有する個人事業者、町内に事業所を有する法人であって、補助金申請時において町に対し事業所得の申告がある事業者 ②町税等の滞納がないこと
補助対象事業	次の要件を満たす展示商談会又は物産催事への出展経費 ・町外（渡島・檜山管内を除く）で開催される展示商談会 ・町外で開催され、かつ、出展者数が10を超える規模の物産催事
補助対象経費	展示商談会・物産催事等へ出展する経費 ①出展料：参加負担金及び出展料 ②借上料：出展に伴う器具等借上げ費用 ③賃金：会場で一時的に雇用する人員の賃金 ④搬送費：出展物品等の搬送費用（自らが搬送する費用は除く）
補助額	展示商談会：補助対象経費の2分の1以内（限度額10万円） 物産催事等：補助対象経費の2分の1以内（限度額5万円） ※同一事業者につき同一年度上限2回
申請	事業実施する2週間前までに下記書類を提出 ①七飯町物産展等出展支援補助金交付申請書（様式第1号） ②出展申込書等の写し ③開催要領等の写し

■参考

本改正により、次の物産催事への出展についても補助対象となりました。

※物産催事（例）

「はこだてグルメサーカス」（開催時期）9月（開催地）函館市（来場者数）13万人

「はこだてFOODフェスタ」（開催時期）2月（開催地）函館市（来場者数）2万人

◆問合せ先：七飯町役場商工労働観光課商工労働係
TEL：0138-65-2517
FAX：0138-66-2054